



役場だより

平成27年1月16日 発行

宇治田原町 建設・環境課

☎ (0774) 88-6639

fax (0774) 88-3231

E-mail junkan@town.ujitawara.kyoto.jp

URL <http://www.town.ujitawara.kyoto.jp/>

「プラマーク容器包装物」の分別収集が始まりました

1月から「プラマーク容器包装物」の分別収集がスタートしました。

住民の皆様のご協力によりほとんどが適正に分別されているものの、一部のごみでプラマークの出し方・分け方のルール違反が見受けられます。

ケースに応じた分別のポイントをご紹介しますのでプラマークを出す際の参考にしてください。

《ケース1》「燃やさないごみ」の日に「プラマーク」が出ています



Point

同じ袋の中に「燃やさないごみ」と「プラマーク（カップめんの容器・お菓子の袋・発泡トレイなど）」が混在しています。

「燃やさないごみ」の日に「プラマーク」を出すことはできません。

プラマークの日（【A地域】金曜日・【B地域】木曜日）に出してください。

また、汚れの落ちないプラマークは「燃やすごみ」に出してください。（生ごみと同じ袋に入れてもらって構いません）

《ケース2》「プラマーク」のないプラスチック製品が出ています



Point

左の例ではハンガーが混在しています。

プラスチック製のものでも、容器や包装でない商品そのもの（例：シャープペン、おもちゃ、バケツ、ビデオテープ、CDケースなど）は対象となりません。今までどおり「燃やさないごみ」へ出してください。

《ケース3》「プラマーク」以外のごみが混ざっています



Point

カップめんの容器には紙製のものもあります。紙製品は「燃やすごみ」へ出してください。



Point

この表示は「キャップ」と「口栓」はプラマークですが「本体」は紙製品であることを表しています。

紙製の本体部分は「燃やすごみ」へ出してください。



《ケース4》汚れがひどい・落ちていない「プラマーク」が出ています



Point

汚れがついたままだとリサイクルに支障があるだけでなく、他のきれいなプラマークに汚れやにおいが移り、衛生状態も悪くなります。汚れのついているプラマークは水洗いや古布で拭き取ってから出してください。汚れの落ちないプラマークは「燃やすごみ」に出してください。（生ごみと同じ袋に入れてもらって構いません）

《ケース5》二重袋で出ています



Point

いくつかの小袋をまとめて一つの袋に入れて出すことを二重袋といいます。収集されたごみ袋は、外袋を機械で取り除き、中に異物などがいないか手作業で確認を行っています。袋が二重になっていると、収集時の確認が困難となるだけでなく、中の小袋はそのままベルトコンベアに流れてしまうため、確認作業の妨げとなってしまいます。

プラマーク容器包装物とは

商品を入れたり包んだりしているプラスチック製の「容器」や「包装」のことです。右の『プラマーク』の表示が目印となります。

『プラマーク』は、プラスチックでできた「容器」や「包装」に表示されていて、リサイクルできるものを表しています。



【このマークが目印】

1月からの
ごみ分別収集
イメージ図

